

富山市広告事業実施要綱

平成19年1月11日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の保有又は管理する財産等（以下「市有財産等」という。）を広告媒体として活用すること（以下「広告事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 広告事業は、新たな財源確保及び市有財産等の有効活用を図るとともに、事業者等への広告掲載機会の提供により、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(広告媒体)

第3条 「広告媒体」は、次の各号に定める市有財産等のうち、広告掲載が可能なものとする。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市が管理するホームページ
- (3) その他市長が個別に定めるもの

(広告掲載の範囲)

第4条 広告媒体に掲載する広告は、広告媒体と掲載する内容及びデザインとの調和に配慮するものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人及び法人の意見広告と名刺広告
- (6) 社会問題について主義主張や係争中の声明広告
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) 消費者被害の未然予防及び被害防止の観点から適切でないもの

(10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(11) その他市長が不相当と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告掲載の優先順位)

第5条 定額の広告掲載料の広告募集において、広告掲載希望者数が、募集枠数を超えた場合は、次の順位により決定する。

(1) 第1順位 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの

(2) 第2順位 私企業のうち、公共性の高いもの

(3) 第3順位 私企業のうち、市内に事業所等を有するもの

(4) 第4順位 前3号に該当しないものの広告

(広告規格等)

第6条 広告の規格及び掲載位置等は、当該広告媒体ごとに広告媒体を所管する部局長（以下「部局長」という。）が別途定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、予定価格、選定方法については、当該広告媒体ごとに部局長が別途定める。

(広告掲載の承諾等)

第8条 広告掲載希望者は、当該広告掲載に係る広告物の内容、デザイン等（以下「広告案」という。）を提出し、承諾又は許可（以下「承諾等」という。）を受けなければならない。

2 部局長は、広告掲載希望者から広告案が提出されたときは、第4条に基づき審査し、承諾等の可否を広告を掲載しようとする者に通知しなければならない。

3 前項の規定による承諾等を受けた者（以下「広告主」という。）は、あらかじめ承諾を得て当該承諾等に係る必要な手続等を広告代理業を営む者（以下「広告取扱者」という。）に代行させることができる。

4 部局長は、承諾等を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

5 部局長は、第1項の審査を行うため、広告審査会を設けることができる。

6 広告審査会の設置については、部局長が別途定める。

(権利譲渡等の禁止)

第 9 条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告主及び広告取扱者の義務)

第 10 条 広告主及び広告取扱者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告の内容等が承諾等又は当該承諾等に係る指示若しくは条件に適合したものであること。

2 広告主及び広告取扱者は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載に係る契約の解除及び許可の取消し)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る契約を解除し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 広告主及び広告取扱者が第 8 条第 4 項の規定による指示又は条件に従わないとき。
- (2) 承諾等を行った後の事情変更等により広告の内容等が第 4 条の基準に抵触したとき。
- (3) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告物の削除等)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告の削除等を行うことができる。

- (1) 広告主が、指名競争参加資格の停止又は取消しを受けたとき。
- (2) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告の削除等に要する費用は、広告主及び広告取扱者の負担とする。

(広告事業審査委員会の設置)

第 13 条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、富山市広告事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会の委員長は財務部長を、副委員長は企画管理部次長を、委員は文書法務課長、広報課長、市民協働相談課長、商工労政課長、学校教育課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員長がその議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、財務部管財課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成19年1月11日から施行する

附 則

この要綱は令和3年10月1日から施行する

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する